

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第8号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則
の一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年広域連合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第12号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。